

競争入札参加資格登録者 各 位

新ひだか町総務部契約管財課長

工事等における法定外の労災保険の付保の要件化について

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年度法律第 3 5 号）第 7 条第 1 項第 1 号において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（法定外の労災保険）の保険料を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めることが、発注者等の責務として位置づけられ、北海道においては令和 2 年 1 0 月以降の入札から現場管理費を改訂し法定外の労働保険の付保について要件化されたところであります。

このため、新ひだか町においても法定外の労災保険の保険料を予定価格に反映することとし、法定外の労災保険の付保を要件化いたしますので、お知らせいたします。

記

1 対象工事及び業務

下記の積算基準書を適用する 1 3 0 万円以上の工事又は 5 0 万円以上の業務委託を対象とします。

ただし、下記の積算基準以外の積算または予定設計価格 1 3 0 万円未満の工事又は 5 0 万円未満の業務委託であっても、法定外の労災保険料相当分が反映された積算を行った工事・業務委託については対象とします。

- (1) 北海道建設部土木関係工事積算要領
- (2) 北海道建設部営繕工事積算要領
- (3) 北海道農政部農業土木工事共通仕様書
- (4) 北海道水産林務部森林土木事業設計積算要領
- (5) 水道事業実務必携
- (6) 上記の北海道建設部及び建設管理部が発注する「北海道建設部土木関係工事積算要領」を適用するすべての工事（伐開等の土木工事系委託業務も含む）等のほか、
 - ・「測量業務共通仕様書」を適用するもので、現場作業が発生する業務
 - ・「調査業務共通仕様書」を適用するもので、現場作業が発生する業務
 - ・「設計業務共通仕様書」を適用するもので、現場作業が発生する業務
- (7) 北海道農政部農業土木工事において、「調査測量設計業務共通仕様書」「設計業務共通仕様書」、「調査業務共通仕様書」、「用地調査業務共通仕様書」を適用するもの

2 設計図書への明示

法定外の労災保険の付保について、設計図書の特記仕様書に次の内容を明示します。

【記載例】

法定外の労災保険の付保 本工事の受注者は、下記に従い、法定外の労災保険に付さなければならない (1) 受注者は、本請負工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災

保険」を締結しなければならない。本請負工事に係る契約締結時において「法定外の労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着工の前に締結すること。

(2) 受注者は「法定外の労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事着手の前に、工事監督員へ提出しなければならない。

3 保険の付保の確認

契約締結後、工事・業務の着工・着手の前に確認書類（保険証券の写し等）を工事監督員・業務担当員へ提出していただきます。なお、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを確認します。

特記仕様書及び工事請負契約書第55条等（火災保険等）において、受注者が保険契約を締結したときは、その証券またはこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならないとされています。これに基づき、受注者が、現場施工に着手するまでに法定外の労災保険への付保の状況を確認することとします。なお、保険期間については、工事着工の日から引渡し（通常は工事完成期限後14日）まで含まれている期間とします。

なお、国の労働災害補償保険の加入の写しとは異なりますので注意してください。

【参考】建設工事に関連する保険等

	目的	保険等の種類
本通知の対象外	工事目的物、工事材料及び仮設物等に生じる損害を填補する保険	建設工事保険 土木工事保険 組立保険 火災保険
	建設機械器具に生じる損害を填補する保険	動産総合保険 機械保険
	運送中の工事材料、建設機械器具等に生じる損害を填補する保険	貨物海上保険 運送保険
	工事の施工に伴い第三者に与えた損害を填補する保険	請負業者賠償責任保険
法定外の労災保険	工事作業員の身体傷害を填補する保険	法定外労災補償（建設共済等） 労働災害総合保険 障害保険

(引用：公共工事標準請負契約約款の解説)

4 適用開始日

令和6年4月1日以降に公告、指名通知する工事・業務に適用します。

なお、すでに特記仕様書に法定外の労災保険の付保の要件を付している工事・業務案件については、当該仕様書に基づき、手続きが必要となりますので留意してください。

(契約係)